

## 議題1（委員会決裁事項（規則第3条第7号））

### 議会からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定により議会から意見を求められた令和元年9月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により「その趣旨、内容とも適当である」旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する。

令和2年1月24日

大阪府教育委員会

#### ○第79号議案

大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件

#### <参考>

##### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（条例による事務処理の特例）

第55条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。

以下（略）

4 都道府県の議会は、第一項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。

##### ○大阪府教育委員会事務決裁規則

（事務の専決及び代決）

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

（専決した事項等の報告）

第7条 （略）

2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

○条例案（1件）

	件名	概要
1	大阪府文化財保護法に基づく事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	吹田市の中核市移行に伴い、文化財保護法に基づく事務の一部を同市が処理することから、当該事務に係る経由等の事務を同市が処理することとしている規定を削除する。 施行日：令和2年4月1日